

私は、自由民主党の中原八一でございます。

ただいま提案されました第 3 号発議案すなわち北朝鮮に対する経済制裁措置の継続を求める意見書について趣旨弁明を行います。

平成14年9月17日、我が国とテロ国家北朝鮮は、日朝平壤宣言に署名し、同宣言の精神及び基本原則に従い日朝間の諸懸案を解決し、国交正常化の早期実現に向けた努力を傾注することを確認しました。

しかしながら、北朝鮮は、我が国の国家主権と国民の生命・安全にかかわる拉致問題において極めて不誠実な対応をとり続けてきたのみならず、弾道ミサイルの発射や更には、我が国を含む国際社会の再三の警告にもかかわらず、核実験を実施した旨の発表も行っております。

拉致問題及び核・ミサイル問題に関し北朝鮮側は、日朝平壤宣言をはじめ、六者会合の共同声明、安保理決議第1695号等に違反する行動をとっており、我が国は、北朝鮮側に対し、嚴重なる抗議及び断固たる非難の意を表明しております。

かかる状況の中、拉致問題については、引き続き、「圧力と対話」という毅然とした姿勢の下、解決に向け粘り強く取り組んでいかなければならないものと考えます。

しかしながら、北朝鮮による拉致事件に関しては、北朝鮮は「解決済み」との立場を変えておらず、その解決に向けてなんらの動きも見られない状況にあります。

加えて、米国においてはテロ支援国家指定の解除に向けての動きが活発化するなど、拉致被害者の一日も早い帰国を待ち望んでいる家族をはじめ日本国民にとっては、理解しがたい状況にあります。

被害者の家族の方々も年齢を重ね、残された時間が非常に貴重なものとなってきております。

拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないということをごここに改めて確認した上で、すべての拉致被害者の生還を実現すべく、北朝鮮側に対し、すべての拉致被害者の安全を確保し、直ちに帰国させるよう引き続き強く求めていかなければなりません。

また、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しについても引き続き強く求めていかなければなりません。

このような状況において、北朝鮮に対する我が国の経済制裁措置が4月13日に期限を迎えます。

拉致事件の解決のためには、引き続き北朝鮮に対して厳しく経済制裁をはじめとした圧力をかけ続け、なんとしてもテロ国家北朝鮮を解決に向けて、交渉のテーブルに着けさせる必要があります。

一日も早い拉致事件の解決を図るため、引き続き北朝鮮に対する経済制裁措置を継続するように強く求める意見書を提出したいと思いますので、満場のご賛同をお願い申し上げ、私の趣旨弁明を終わります。

私は、自由民主党の西川洋吉でございます。
ただいま提案されました第 4 号発議案すなわち新・過疎法制定に関する意見書について趣旨弁明を行います。

昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や生産性の向上など、一定の成果を挙げたところでもあります。

しかしながら、過疎地域においては人口の減少と少子・高齢化の進行が一段と厳しさを増しており、農林水産業をはじめとする地場産業の衰退、路線バスなどの公共交通機関や郵便局等の廃止や縮小、耕作放棄地の増加、森林の荒廃などが進行しているばかりか医療施設における医師や看護職員不足による診療機関の閉鎖や学校の統廃合等の、生活・生産基盤の弱体化が進み、もはや安心して安全に暮らすことができなくなり、多くの集落が消滅の危機に瀕しております。

平成の市町村合併で周辺の過疎町村との合併により、その影響で市全体が過疎指定となった新市、あるいは過疎指定の市町村が合併したものの、全体としてはそうでもない新市、そして過疎市町村同士の合併と、いろいろなケースが生じております。

本県の場合、県下第2の市、長岡市の中に一部過疎地域が存在し、第3の市、上越市は全体が過疎指定という状況であります。

合併により、過疎地域が過疎地域でなくなったわけではありません。

合併により自治体の圏域が広域化する中で、過疎地域が周辺地化あるいは埋没化し、新市の中で地域の厳しい実情が見えにくくなっている現状にあります。

このような地域にこそ、行政がきちんと光を当てて、対応していくことが大変重要であります。

地方分権推進の理念にもあるように、地域格差の是正を図り、どの地域に暮らしていても勇気と希望がもたらされるよう願うものであります。

いまや過疎地域の問題は極めて深刻な状況にあります。

そもそも過疎地域は、唯一、現在の日本の中において残された、山や川あるいは森林という豊かな自然や悠久の歴史や長い伝統を引き継いできた文化を有する地域であり、日本人の心の原点であります。

また、都市に対しては、食料や水資源の供給を行っているばかりか、自然環境の保全と日常生活に疲れた都会人に心の休養を与える癒しの場を提供しております。

さらには、地球温暖化が問題となっている今日においては、森林によるCO2の吸収や温暖化防止にも役立っており、日本の国土保全に大きく貢献するなど多面的かつ重要な機能を担っております。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域であります。

このようなことから、過疎地域に対しては、今後とも引き続き国全体で特別な支援を行っていく必要があると考えます。

現行の過疎地域自律促進特別措置法は、現行の平成21年度末で失効することとなりますが、過疎地域の重要性に鑑み、失効する同法に代わる新たな法律を制定し、引き続き総合的な過疎対策を実施されるよう強く要望するものであります。

満場のご賛同をお願い申し上げ、私の趣旨弁明を終わります。

私は、自由民主党の尾身孝昭でございます。

ただいま提案されました第 5 号発議案すなわち C 型肝炎被害者の救済に関する意見書について趣旨弁明を行います。

このたびの薬害肝炎訴訟において、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金に関する特別措置法」いわゆる薬害肝炎救済法が国会において全会一致で可決・成立し、薬害肝炎訴訟の原告団と国が和解基本合意書に調印いたしました。

福田康夫総理が昨年 12 月 25 日、肝炎訴訟原告団と面会し「全員一律救済によってこの肝炎問題の全面解決を図りたいとの切なる思いに応えるためには司法と行政の枠組みを超えた立法措置による解決しかない」「二度と薬害の悲劇を繰り返してはならない」との政治決断を行ったことを受け、全員一律救済の法案作りを指示し、成立したものであります。

薬害肝炎訴訟の原告団が強く求めていた、国の責任についても、法律の前文で、「政府は、感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害拡大を防止し得なかったことについて責任を認め」「心からお詫びすべきである」と明記されております。

福田総理は調印後に発行されたメールマガジンにおいても、「人の命を守るべき行政が、これまで被害者の皆さんの立場に立ってこなかったこと、そして、対策が遅れたことにより被害が拡大してしまったことを、行政のトップとして、率直に反省しております。」また、「このような事態の再発防止への取組、とりわけ、国民の目線に立って考える行政へと、根本からの意識改革を進めなければなりません。また、今後、治療費の助成など、総合的な肝炎対策にもしっかりと取り組んでまいります。」と表明されております。

救済法においては、裁判所においてカルテや投薬証明によって血液製剤投与の事実と感染の因果関係を証明して、薬害 C 型肝炎被害者と認定された患者に、症状に応じて 4,000 万円から 1,200 万円の給付金が支払われることとなりました。

しかしながら、C 型肝炎を発症している患者は 1 万人以上いると言われておりますが、フィブリノゲンを投与された患者は数十万人とも言われております。

C 型肝炎は感染してから発症までに 10 年から、20 年を経過するにもかかわらず、カルテの保存義務は 5 年のため、肝炎と診断されたときには、気づいた時にはカルテが破棄されていたなど、投与の証明が難しい被害

者が多くおられるものと推測されます。

カルテがあって投与の事実が証明できるのは、1,000名程度と見られており、90%以上の患者はカルテによる証明が難しく、救済対象から、はずされかねない状況にあります。

薬害C型患者の皆さんは、高額な治療費を支払い、病気の進行や副作用で働けなくなったり、肝硬変や肝がん等になって命の危険にさらされている方もおられる状況であります。

平成20年度から、国においてインターフェロンなどの治療費の助成措置を行う肝炎総合対策を実施することとなっておりますが、患者の方々が安心して治療に専念するにはいまだ不足するところがある状況であります。

患者にはなんらの落ち度も無く、肝炎に感染したのであり、命にかかわる問題でもあることから、一日も早い救済を望んでおられる方々の切実な思いに応えるため、国会においても、決議が行われていることから、これらの患者を救済するため速やかに必要な措置を行うよう要望するものであります。

満場のご賛同をお願い申し上げ、私の趣旨弁明を終わります。